

「グローバル化する世界の中の地域社会における法の役割」

「東日本大震災・福島第一原発事故から5年——自治体・司法・大学の役割——」のご報告

柴田 直子

あの日から5年という節目の2016年3月、法学研究所は、年に1回実施しているワークショップを、「東日本大震災・福島第一原発事故から5年」というタイトルのもとで行った。5年目ということで、他大学や様々な方面が、東日本大震災・福島第一原発事故を振り返るための企画を実施する中で、神奈川大学の法学研究所としては、どのような視点からこの問題を取り上げるのがよいかが常任委員会において話し合われた。その結果、小森田所長の提案により、「自治体・司法・大学の役割」というサブタイトルがつけられ、以下のような構成がとられることとなった。

第1セッション

(1) 「ともに、前へ——KU東北ボランティア駅伝、4年目の記録」(2014年度活動報告動画の放映)

(2) KU東北ボランティア駅伝事業について

(報告者) ボランティアに参加した法学部学生2名・埋金千恵
(神奈川大学東日本大震災被災地支援室職員)

(コメンテーター) 大川千寿(神奈川大学法学部准教授)

第2セッション

(1) 「神奈川県における被災地・被災者支援」

(報告者) 松井隆明(神奈川県安全防災局災害対策課
支援調整グループ・グループリーダー)

(コメンテーター) 幸田雅治(神奈川大学法学部教授)

(2) 「原発避難者の現状と福島原発かながわ訴訟」

(報告者) 黒澤知弘(弁護士・馬車道法律事務所、福島原発
かながわ訴訟事務局長)

(コメンテーター) 上北正人(神奈川大学法学部准教授)

以下に、それぞれのセッションで報告された内容を少し詳しく紹介する。

(1) 第1セッションでは、大学のHPからも配信されている、KUボランティア駅伝の2014年度活動報告動画によって、まず活動内容を紹介し、次に、KUボランティア駅伝常連(?)の学生2名に、活動の具体的内容について報告してもらい、最後に、この事業に当初からかかわってきた本学の職員から、これまでの参加者数、訪問先などの活動内容及び、この事業の目的と成果について、報告してもらった。

ボランティア駅伝が現在行っている活動は、ハードボランティアと子ども支援ボランティアと年に1

度のイベント便であるという。ハードボランティアの内容は、瓦礫撤去であったり農業支援であったりとその時々ニーズによって変わる。報告した男子学生は、

初めて参加した際には、道路の側溝に溜まった泥を掻き出し、その中から行方不明者の捜索に役立つような遺留品等を探す、遺留品捜索ボランティアに携わったという。この時には結局何も見つからなかったが、1箇所1箇所確認していくことで捜索範囲が絞られていき、そのことが行方不明者の捜索に役立つのだという。直近の参加では、津波の最高到達地点に桜の苗木を植え付けるボランティア団体、「桜ライン311」の活動に参加したという。

子ども支援ボランティアでは、とりわけ小学校の校庭に仮設住宅がおかれているために、あれ以来一度も校庭で遊ぶことができない子どもたちが思いっきり体を動かして遊ぶための「みちくさルーム」を実施しているという。女子学生からは、現地のNPOの方々と共に、学生たちが企画から携わり、議論し試行錯誤しながら子ども達と関わり、晩に、反省会を行う様子が報告された。

ボランティア駅伝に参加した理由について、報告した学生たちや動画の中の学生たちからは、「少しでも人の役に立ちたい」、「自分も何かしなければならぬ」という使命感に加えて、「自分に何ができるのか知りたい」、「テレビで報道された大災害について、何が起こったのかを自分の目でちゃんと見なければいけないと思った」といった若者らしい感情が語られた。

最後に報告した職員の埋金さんによると、2016年3月現在で、ボランティア駅伝の実施数は200便、延べ1万6975名が参加をしており、それぞれ、支援物資の仕分け・在庫チェック、瓦礫撤去、文化財レスキューとしての献本作業、お茶っこの活動などに携わってきたという。この活動の成果については、埋金さんの言葉を借りると、参加するうちに学生が



第1セッション

埋金さんと学生たち

「みるみる変わって」くるのだという。語り部さんや訪問地の市長さんや町長さんと話をし、ボランティア車で初めて出会った仲間や、現地の子もたちとの交流を通じて身につけていく、コミュニケーション力とプレゼンテーション力、そして、自分たちで活動内容を企画していくことによる、イベント等のプランニング（企画）力、これらを身につけていくのだという。

「みるみる変わって」くるのだという。語り部さんや訪問地の市長さんや町長さんと話をし、ボランティア車で初めて出会った仲間や、現地の子もたちとの交流を通じて身につけていく、コミュニケーション力とプレゼンテーション力、そして、自分たちで活動内容を企画していくことによる、イベント等のプランニング（企画）力、これらを身につけていくのだという。

コメンテーターの大川先生は、ボランティア活動を分析する、①参加、②活動、③気付き、④振り返りとフィードバック、という4つのステップから成る枠組みを示して、学生たちに質問した。学生たち回答の中で「自分が無知・無関心だったことに気付いた」という言葉、「現地の方と心の中の繋がりをづくりながら活動できたら」という言葉が印象的だった。

(2) 第2セッションの前半は、神奈川県庁の松井さんから、神奈川県が行っている、東日本大震災被災地・被災者支援について報告していただいた。神奈川県は、震災直後から大規模な人的物的支援を行ってきており、現在も継続中であるという。

人的支援については、発生直後に国等の要請を受けて、主に宮城県石巻市の避難所等の支援などに県職員を派遣して以降、1週間程度の派遣を平成23年度末までに、延べ8177人について行い、その後は半年から1年間の期間で土木、建築関係を中心とした、臨時職の職員等の派遣を、24年度には35人、25年度は32人、26年度は28人について行ったという。県の警察本部、医療機関、教育機関からも、4年間で延べ12万755人が派遣された（派遣人数×派遣期間）。現地では



第2セッション前半 松井さん

現在、復興に関係

する行政職員が不足しており、平成26年3月からは、任期付きで76人という全国最多の人数を県から派遣しているという。

物的支援も、3月13日に、海上保安庁からの要請を受けて、岩手県にアルファ米を提供して以降、平成23年度末までに251トンの救援物資を提供してきた。その他、多くの人的被害が生じた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県に対して見舞金の贈呈なども行っているという。

さらに、これらに加えて、神奈川県は県内に避難されてきた方々に対する支援を行っているという。その内容は多岐にわたるが、震災直後の一時避難所の開設とその後の「応急仮設住宅」の開設があり、後者では、234世帯598人に公営住宅、384世帯855人には県借り上げの民間賃貸住宅を提供している。また、県に避難された方々への相談窓口や情報提供福祉相談窓口を設置し、公立高校への転入学や保健医療、福祉に加えて、被災者交流会の案内や、被災者が抱える生活上の問題にかかわる定期的な聞き取りなどを行っている。平成23年に結成された「かながわ被災者見守り隊」では、被災者の戸別訪問を行っている。ここで受けた相談のうち、県では対応の難しいものは市町村に繋いでいるという。その他、ボランティアバス、金太郎ハウスなど、ボランティア活動をする人々への支援活動も行っており、その中には神奈川大学と共同で行ったものもあった。

コメンテーターの幸田雅治先生からは、自治体による被災地支援についての「水平支援/垂直支援」などの行政学上の枠組みに関する説明と神奈川県の取り組みについての分析あり、その後、「東日本大震災において、県と市町村との間でどのような連携、役割分担があったのか」、「現場のニーズと支援のマッチングにおいてどのような工夫がなされたか」、「県独自の支援の取り組みについてどのように財政措置しているか」、「現在神奈川県に避難されている人々にとって最も深刻な課題は何か」、そして「実際に支援する上での現行法の抱える問題点は何か」などが、次々と質問された。松井さんからは1つ1つ丁寧なお答えをいただいた。

(3) 第2セッションの後半は、弁護士で福島原発かながわ訴訟事務局長の黒澤知弘さんから、「福島原発かながわ訴訟」について報告していただいた。震災直後に弁護士会のボランティアとして避難所を訪問するうちに、被災者の置かれた状況は個別のかつ複雑で、弁護士会という団体だけではなく、個々の弁護士が受け皿になるべきであると思うようになり、今回の活動が始まったという。これまで受けた相談は343件(延べ1000人ほど)。元の生活、ふるさとを全て奪われ、こちらで生活している被災者の方々への完全賠償を使命とした活動が行われているという。

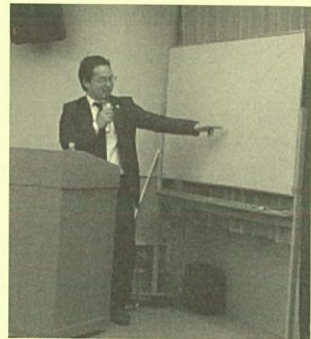
「全体の被害をしっかりと回復したい」というニーズと「いますぐお金が必要」というニーズの両方に応えながら、被害の実態を打ち出し、責任の所在を明らかにしていく。その中で、「これは自然災害であり、東電も国も被害者である」という視点に対抗して、「事故の責任は国と東電にある」という視点を打ち出すのだという。その根拠の中には、2008年の東京電力による津波の試算や2002年の国の長期評価における福島沖の海溝地震・津波予想があるにもかかわらず、対策がなされていなかったという事実がある。

「被曝の影響」に関する法的な捉え方については、これまでの広島と長崎の原発訴訟による、被曝の量と健康への影響に関する実務の蓄積があるという。しかし、計算方法については対立的な複数の方法があり、どれが採用されるかは、裁判において問題となることが予想されるという。

現在、被災者の方々がおかれている状況も複雑であり、それに伴う課題も多いという。事故が未収束であること、避難者の人数や被害など実相がつかめないこと、放射線の影響、避難指示による避難者と自主避難者など避難者の多様さに伴い賠償額に違いがあることなどである。しかも、生活圏が以前とは全く異なっている中で、みなし仮設住宅の提供の打ち切り、避難指示解除と賠償金の打ち切りの方針だけが示されている。大きな問題は、被災者の方々が、そのあと、どのように生活を再建していくかが見えないことである。人災であるというなら、その原因

をつくった者にお金を求償できるが、国と東電との間で求償が行われておらず、財源上の問題から、打ち切りの方針だけが出てきてしまっているという。

そのような状況の中で「福島原発かながわ訴訟」が行われている。



第2セッション後半 黒澤先生

損害賠償のためには、①東京電力に直接に損害賠償請求をするという方法があり、件数としてはこれが1番多いという。②次に多いのが、「原子力損害賠償紛争解決センター」において行う和解仲介手続(ADR)である。③裁判は、これらでも解決がつかない場合に選択される場合がほとんどだという。しかし、その人数は、黒澤先生が把握している集団訴訟だけでも、全国18都道府県の20地裁と支部で計31件(人数で1万2539人)あるという。

訴訟のために突破すべき課題も多いという。区域内外を問わない水平的な賠償。「再取得価格による不動産賠償」。原子力損害賠償紛争審査会が中間指針の中で慰謝料の暫定的な目安として設定した月10万円という金額に拘束されるのではなく、その上に積み上げていくための方法——避難によって生じるコストを一人一人の1カ月の生活のあらゆる場面について足したり引いたり計算していく方法がよいのか、全国の原告団が生活費の差を統計的に計



第3セッション 全体討論

算し、その実損の部分と慰謝料を切り分けて慰謝料の上に積み上げていく方法がよいのか——。「ふるさと、元の生活を破壊されてしまったこと」への慰謝料について、「平穏生活権」では説明できない損害をどう法律論的に構成するのか、など。新しい理論や新しい基準を形成していきながらの訴訟が続くという。

コメンテーターの上北先生からは、民法学という観点からコメント兼質問がなされた。1つ目は「完全な賠償を目指す」に対して、上北先生の授業に出た人なら一度は聞いたはずの「ケーキ屋さんでケーキを買ったところ傷んでいて、病院に行ったところ・・・」の例を用いて、「因果関係」の理論上の課題について。2つ目は、「ふるさとの喪失」に対する損害賠償請求において「ふるさと」を個人に属する利益として構成するための理論上の課題について。3つ目は、膨大な額の損害賠償について、東電が潰れれば支払えず、潰さずとなると、その金額には電気料金や税金が投入されることになる。賠償金は究極的には誰が負担すべきなのかという、政策的

な課題について。理詰めで攻める上北先生の質問に、黒澤先生は、「裁判官」や「学生時代にゼミの先生に詰められている場面を思い出した」とコメントされ、会場の笑いを誘った。しかし、その後は、再び引き締まった会場の空気の中で、新しい理論についての詳細な説明をして下さった。

今回のワークショップでも、会場の参加者の方々や学生たちから活発な意見や質問が出された。当日は、5年前の3月を思い出させるような寒い一日であったが、ワークショップは小規模ながらも大いに盛り上がった。自治体による被災地・被災者支援の実態や被災者の置かれている現状に加えて法的政策的課題に関する詳細で最新の情報を得、これに基づき議論を行うことができたことは、大変有意義であった。出席した学生たちにとっては、これに加えて、普段授業を受けている先生方の別の表情を見ることができたこと、また、自分たちが普段勉強している基本の先にある、現実の問題と解決を垣間見ることができたことが、特に心に残ったようである。

(法学部准教授)

編集後記 執筆して下さった先生方、
発行が遅れてしまい、申し訳ありませんでした。

法学研究所

所長 小森田秋夫 教授
常任委員 東郷 佳朗 准教授
柴田 直子 准教授
大川 千寿 准教授

地方自治センター

センター長 安達 和志 教授
運営委員 出口 裕明 教授
三浦 大介 教授
諸坂 佐利 准教授

国際人権センター

センター長 阿部 浩己 教授
運営委員 山崎 公士 教授
井上 匡子 教授
嘉藤 亮 准教授

神奈川大学法学研究所 ニュースレター 2016.3/No.20

発行者：神奈川大学法学研究所 小森田秋夫
〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1 TEL 045-481-5661 (代表) FAX 045-413-6141

印刷所 (株)江森印刷所
〒221-0014 横浜市神奈川区入江1-34-25 TEL 045-421-2297